

新築住宅の省エネルギー化推進事業に係る業務委託 プロポーザル実施要項

1 業務内容

(1) 業務名称

新築住宅の省エネルギー化推進事業に係る業務

(2) 業務内容

別紙「新築住宅の省エネルギー化推進事業に係る業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(2) 履行期間

契約の日から平成29年3月31日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

2 予定価格及び支払条件

(1) 予定価格 4,375,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) 支払条件 委託料は完成払のみとし、前払金及び部分引渡しに係る委託料の支払は行わない。

3 業務内容等の説明を記載した書類の交付方法

京都市情報館の都市計画局のホームページにある新着情報「新築住宅の省エネルギー化推進事業業務に係る簡易公募型プロポーザルの実施について」からダウンロードし、A4版の帳票として印刷のうえ使用すること。

◆ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000210830.html>

4 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第22条第2項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 京都府内又はその周辺(大阪府, 兵庫県, 滋賀県, 奈良県)に本店, 支店又は営業所を有すること。
- (3) 参加表明の期限から選定結果の通知の日までの期間に, 京都市競争入札等取扱要綱

第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

- (4) 当該業務と同種又は類似の業務について、国、地方公共団体、都市再生機構又は地方住宅供給公社（これらに準じる組織を含む。）からの受託実績があること。ただし、当該業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限り。

同種の業務：住宅又は建築物の省エネルギーに係る調査・報告書等の作成業務

類似の業務：住宅又は建築物に係る基準作成、調査・報告書等の作成業務

- (5) 一級建築士又は技術士（建設部門）のいずれかの資格を有する技術者を配置すること。

5 参加希望申出書の提出期限、提出先及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第1号様式）

イ 業務実績調書（要領第2号様式）

ウ 配置技術者調書（要領第3号様式）

エ 配置技術者の技術士（建設部門）又は一級建築士の資格を証明する書類の写し

(2) 提出期限

持参・郵送とも平成28年12月1日（木）午後5時必着とする。

持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 山田，井川，津田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話 075-222-3666

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は1部（クリップ留め）とする。

6 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、5の(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く4日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

7 質問の受付期間、提出先及び提出方法並びにその回答方法

(1) 受付期間及び提出方法

本件に関する問合せは、書面（様式自由）により、平成28年12月1日（木）までに持参、FAX又は電子メールにて行うこととする（必ず着信確認を行うこと）。

なお、受付時間は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 山田，井川，津田）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

電話 075-222-3666

FAX 075-222-3526

電子メール house@city.kyoto.lg.jp

すべての質問及び回答については、京都市都市計画局住宅室住宅政策課のホームページにおいて公開することとする。

◆ホームページアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000210830.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

8 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記6の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書等（要領第4号様式から要領第8号様式まで）

(2) 提案事項

ア 京都市内で住宅を供給している事業者に対する、省エネ基準の対応状況の詳細把握のためのアンケート・ヒアリングを、効果的・効率的に実施する手法について、委託業務として実現可能な範囲で自由に提案すること。

イ 事業者の省エネに関する技術力向上を図り、事業者・建築主の省エネ意識を高めるための事業者・建築主向けPR冊子の作成に当たって、盛り込むべきと考える内容を、自由に提案すること。

(3) 提出期限

平成28年12月9日（金）までとする。

なお、受付時間は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出先

5の（3）と同じとする。

(5) 提出方法

持参又は郵送とする。郵送による場合は、配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は1部（クリップ留め）とする。

9 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、提出された企画提案書により行う。

なお、「業務実施方針等」及び「提案事項等」の評価点（以下「本評価点」という）の合計が、本評価点の最高得点（74点）の合計の1/2以下（37点以下）の場合、受託候補者（次点を含む）に選定しない。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等

- (ア) 統括責任者の資格, 経験年数
- (イ) 統括責任者の過去10年間の同種又は類似実績
- (ウ) 主任技術者の資格, 経験年数
- (エ) 主任技術者の過去10年間の同種又は類似実績
- (オ) 担当者の資格, 経験年数
- (カ) 担当者の過去10年間の同種又は類似実績

イ 所在地

本店, 支店又は営業所の所在地

ウ 業務実施方針等

- (ア) 業務の理解度
- (イ) 業務実施方針の妥当性
- (ウ) 業務実施手法の妥当性

エ 提案事項等

- (ア) 提案の的確性
- (イ) 提案の独創性
- (ウ) 提案の成果達成の期待度・実現性
- (エ) 見積価格

(3) 評価基準及び評価点

別表「評価基準」及び評価点表のとおりとする。

10 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については, 8により技術提案書を提出した者に対し, 平成28年12月15日(木)までに, 書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により, 選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は, 説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

1 1 その他

書類の作成に用いる言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

（都市計画局住宅室住宅政策課）